

2024年8月1日
昭島ガス株式会社

取引適正化・料金透明化に向けた自己適合宣言

LP ガス業界においてこれまで問題視されてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るべく、液化石油ガス法に基づく規制が導入されることとなりました。

これを受けまして、以下の3項目を遵守徹底し取り組みを実施いたします。

1. 過大な営業行為の制限

正常な商慣行を超えた利益供与は一切行いません。

プロパンガス事業者選択を制限する条件付き契約の締結は行いません。

2. 三部料金制の徹底

プロパンガス料金は「基本料金」「従量料金」「設備料金」からなる三部料金制度を採用し料金の透明化を図ります。

プロパンガス消費と関係のない設備費用をLPガス料金に計上致しません。

賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上致しません。

3. LPガス料金等の情報提供

入居希望者様へのLPガス料金の事前提示については、オーナー様、不動産管理会社様、不動産仲介業者様を通じて情報提供を行います。

入居希望者様から直接情報提供の要請にも迅速に対応し必要な情報を提供致します。

当社は、資源エネルギー庁が推奨した液化石油法「改正省令」を遵守するとともに、お客様にとって身近なエネルギー事業者として安全・安心・信頼をお届け致します。